

山口市では、榎野川水系等の清流の保全に関する条例を 制定しました。

(平成17年10月1日施行)

○次の事業場を設置し、又は施設の構造等を変更しようとする人は、市への事前協議が必要になります。
※民間設置のものに限ります。

- 1 一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第8条第1項に規定するもの)若しくは産業廃棄物処理施設(法第15条第1項に規定するもの)を設置する工場又は事業場
(一般廃棄物処理施設であって、法第9条第1項の規定による許可及び産業廃棄物処理施設であって、山口県産業廃棄物適正処理指導要綱第7条第1項の規定による事前協議が必要になる程度の変更を行う場合も事前協議が必要になります。)
- 2 ゴルフ場
(ゴルフコースの新設を伴う変更を行う場合も事前協議が必要になります。)
- 3 土砂等の埋立て場(土砂等の埋立等に供する区域の面積が500平方メートル以上であるもの)
(土砂等の埋立て等に供する区域の面積の20%以上の変更を行う場合も事前協議が必要になります。)

※次の事業は除きます。

- (1) 建築基準法第2条第1項第1号に規定する建築物のうち、専ら人の居住の用に供するもののために行う事業。
- (2) 非常災害のために必要な応急処置として行う事業。
- (3) 施設の通常の管理行為として行う事業。(運動場に砂をまく行為や植樹のために行う土砂等の搬入等)

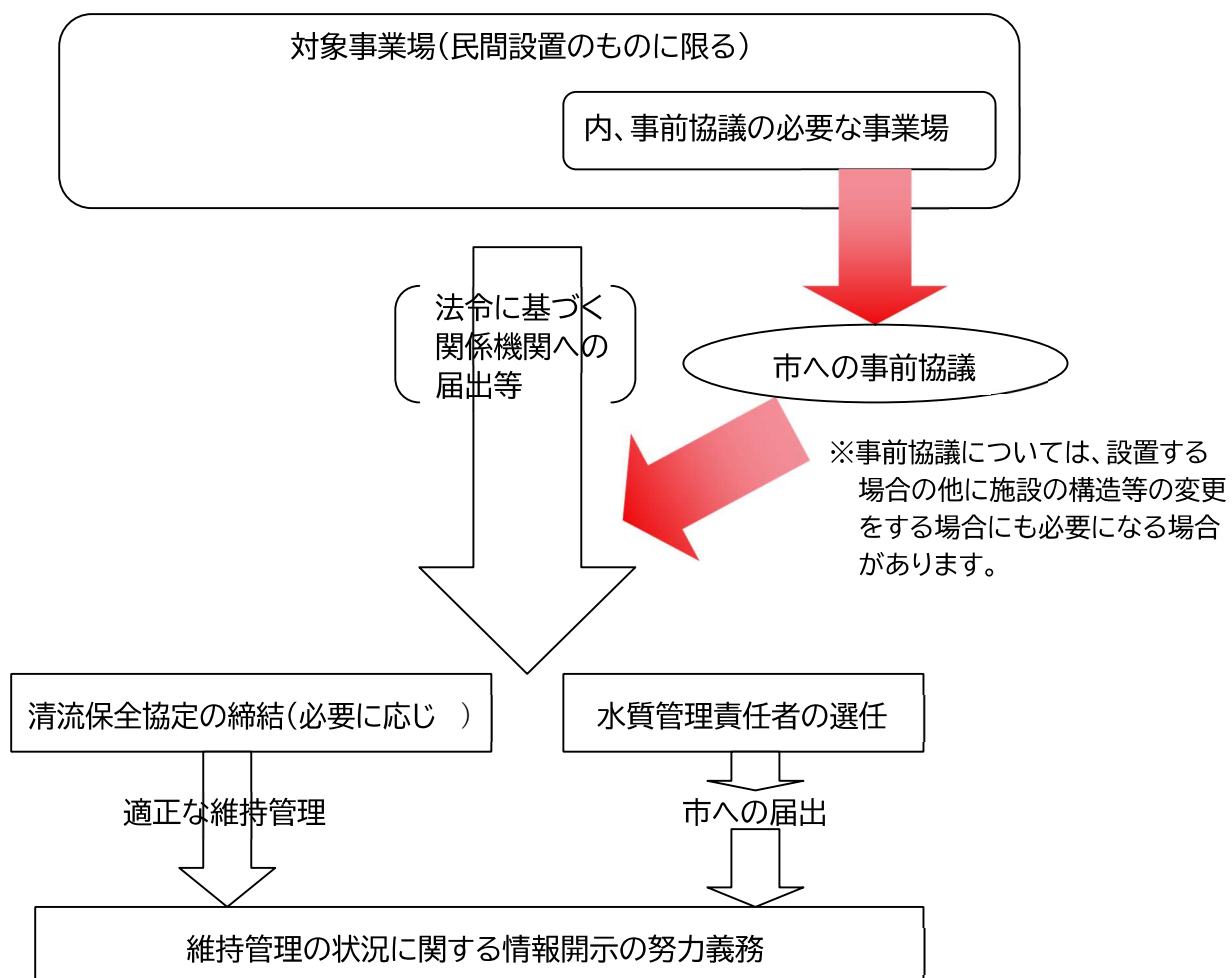
○次の事業所を設置する人は、水質管理責任者を選任しなければいけません。

また、市との間で清流保全のための協定の締結を求めることがあります。

※民間設置のものに限ります。

- 1 上記の事前協議の必要な1から3の事業場
- 2 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場のうち、有害物質を製造し、使用し、若しくは処理するもので榎野川水系等に水を排出し、若しくは地下に水を浸透させるもの、又は1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であるもの
- 3 ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定するダイオキシン類を含む汚水若しくは廃液を排出する特定施設を設置する工場又は事業場
- 4 山口県公害防止条例施行規則第7条第3項に規定する汚水等に係る施設を設置する工場又は事業場

対象事業場の手続きの流れ



～お問い合わせ・届出等は～

山口市 環境部 環境政策課

山口市役所本庁舎3階(山口市亀山町2番1号)

TEL 083-934-2699

E-mail kankyo@city.yamaguchi.lg.jp